

塩尻市東山霊園聖地購入確認書

1 聖地使用料と管理料について

(1) 聖地使用料

統一聖域

(ア) 1～3号聖地 300,000円(4㎡)

(イ) 増設聖地 380,000円(4㎡)

自由聖域

(ア) 聖地 625,000円(10㎡)

(2) 管理料 (ア) 統一聖域 3,130円 (イ) 自由聖域 4,840円

使用料は、聖地購入時のみの支払いで、管理料は、毎年度の支払いを行う。

(※納入期限は毎年4月30日まで。土、日、祝日の場合は翌日)

2 東山霊園の聖地購入条件について

(1) 購入時において使用者となる者は、塩尻市内に本籍または住所があること。

(2) 聖地の使用許可は、一使用者につき1聖地であること。

(3) 随時販売の対象となる者は、手元にお骨を保有している場合に限ること。

(4) 随時販売の対象となった者は、聖地を購入後3か月以内に墳墓・碑石を建立し埋蔵すること。

(建立及び埋蔵の確認ができなかった場合は、使用許可の取消をすることがあります。)

※聖地の販売は、聖地が不要となった使用者から返還された区画もありますのでご了承ください。

3 碑石の基準について

(1) 東山霊園では、統一聖域で建立する碑石については、大きさについて施設基準が設けられている説明を受け、別紙の「統一聖地内に設置できる施設基準」を受領しました。

(2) 自由聖域で碑石を建立する場合については、大きさの基準がない説明を受けました。

(3) 基礎工事について、全ての聖域で基準が設けられていることの説明を受けました。

4 墳墓及び碑石等の工事着工について

(1) 必要書類について

(ア) 塩尻市霊園内工事届

(イ) 霊園使用許可証の写し

(ウ) 工事の図面(戒名彫りの場合は必要ありません。)

※具体的な工事内容としては、新しく碑石を建立する、碑石の修理、戒名彫り、装飾品の設置、碑石の解体などです。

※当地は冬期の気温が低いため、基礎の基準(地表より65cm以上)を決めております。

また、区画の場所や時期により、地下水位が高いこともあります。

5 使用者の住所及び本籍の変更について

(1) 必要書類について

(ア) 塩尻市霊園使用者本籍・住所変更届

(イ) 霊園使用許可証(紛失した場合は紛失届)

(ウ) 新しい住所地・本籍地の住民票(本籍地が記載されたもの)

6 聖地使用の承継について

- (1) 使用者が死亡して家族が引き継ぐ場合や、使用者の都合で聖地の必要がなくなり、身内等に譲渡し承継する場合の手続きは、次の場合となることを確認しました。
 - (ア) 碑石を建立していない場合（特別な理由がない場合は2親等以内の親族）
 - (イ) 碑石を建立している場合（親族など将来にわたり、管理できる者）
- (2) 必要書類について
 - (ア) 塩尻市東山霊園承継届
 - (イ) 霊園使用許可書（紛失した場合は紛失届）
 - (ウ) 新使用者と旧使用者の続柄が分かる戸籍謄本等
 - (エ) 新使用者が市外の方の場合は住民票（本籍地が記載されたもの）

7 使用聖地の返還について

- (1) 塩尻市霊園条例第17条による聖地返還の場合で、使用していた聖地に碑石が建立されている場合は原形に復して返還しなければならないことを確認しました。
- (2) 聖地の返還において、既に納入した使用料や管理料については還付されないことを承知したうえで、特別に認められる場合においてのみ、次の還付割合で還付されることを了承しました。
 - (ア) 使用許可の日付から経過年数15年以内の返還 購入額の2分の1
 - (イ) 使用許可の日付から経過年数15年を超え、30年以内の返還 購入額の3分の1
 - (ウ) 使用許可の日付から経過年数30年を超える返還 購入額の4分の1
- (3) 必要書類について
 - (ア) 塩尻市霊園聖地返還届
 - (イ) 塩尻市霊園使用許可証（紛失した場合は紛失届）
 - (ウ) 塩尻市霊園使用料等還付請求書

8 その他注意事項

- (1) 使用者は、聖地内を清潔にし、他人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。
- (2) 使用者は権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (3) 使用者の義務を怠り、又は管理手数料を5年分滞納したときは、聖地の使用許可が取り消されることを了承しました。
- (4) 使用者が死亡若しくは住所不明となって、5年を経過しても承継等の申し出がない場合は、聖地の使用許可が取り消されることを了承しました。

聖地の取得に際し、以上の内容の説明を受け、全ての事項について確認しました。

年 月 日

住 所

氏 名